

## 議会基本条例特別委員会（第37回）要点録

- 1 日 時 平成24年1月13日(金)9:30～10:00
- 2 出席委員 角田訓也（委員長）、仁科文秀（副委員長）、大本益之、齋藤重雄、田口忠義、原田毅、原田てつよ、森岡聰子
- 3 欠席委員 金藤照明、蔵本隆文
- 4 場 所 第1委員会室
- 5 内 容  
委員長…「政治倫理条例施行規程」、「議決すべき事件に関する条例」の今後の流れについて。  
事務局…条例等審議会に諮り、字句・文言を中心に点検を受ける予定です。その後2月21日の議会運営委員会に諮った上で、3月定例会初日に委員長が経過報告され、この中で例規の制定手順についても説明され、質疑を受け、意見を伺われる予定です。ここで特段の御意見がなかった場合には、規程については政治倫理条例の規定「議長が別に定める」に基づき、議長決裁、告示を経て施行する予定です。一方、発議案については3月14日の本会議で上程、質疑、討論及び採決と考えています。  
委員長…条例等審議会において文言の修正があった場合でも、内容が大きく変わることはないと考えるので、その場合には、特別委員会を開かず書面でお知らせすることで御了承いただけるか。  
(了承)  
委員長…経過報告で色々な御意見があれば、再度特別委員会を開くこともあり得る。  
特段の異議がなければ、説明のとおり議決事件に関する条例については、定例会の「中日」に上程、質疑、討論、採決と想定している。  
「経過報告案」、「発議説明案」について。  
〔全員協議会での経過報告案朗読〕  
D委員…議決事件の説明での「長期にわたる経営の基本計画」は「長期にわたる経営の基本構想」に変えると明確になる。  
A委員…説明の後半での「笠岡市議会も大きく変革するため」は、今まで変革しなかったのかと誤解されるので、「笠岡市議会もさらに大きく変革するため」と追加する方がよい。  
委員長…D委員とA委員の修正を加えた経過報告案でよろしいか。  
(了承)  
委員長…〔発議案朗読〕  
E委員…基本計画と基本構想の違いは何かを参考にされたものか。  
委員長…前回の資料の「地方自治法の一部改正の新旧対照表」で削除されている「基本構想」の部分や自治基本条例に定める「基本構想」を指している。  
A委員…笠岡市は全体としてこうしていく、というのが「基本構想」。それを基に具体

的に、例えば福祉の分野ではどうする、というのが「計画」ではないか。  
事務局…市の運営をどうしていくかという基になるものが「基本構想」で、8年間の市の経営の基本となるものです。この「基本構想」を実現するためのものが「基本計画」で、現在は前期4年の計画が策定されています。

I 委員…自治法改正により、議会が「基本構想」に関与できなくなるので、引き続き関与していくため、この発議で条例を制定するというふうに理解してよいと思う。

委員長…この発議案でよろしいか。

(了承)

委員長…各委員には協議内容を会派に持ち帰り、十分な説明をお願いする。今回での特別委員会は一応終了するが、全員協議会で何かあれば、再度特別委員会を開催することもあり得ることを含み置かれたい。長期間の御協力に感謝する。

副委員長…今後とも、推進していく中で協力して改革していきたいと考える。よろしくをお願いします。